



紳士録商法ご用心！！

相談1 断ったつもりが申し込みに

紳士録の業者から突然予約確認書が届き、断るつもりで「購読継続致しません」の部分を残して出したところ、「断ったのは翌年の分で、今回のは購入申し込みしたことになる」と言われた。

次回以降購読継続

~~致します~~

致しません (50代男性)

〈処理結果〉

- 錯誤によるものであり、申し込み意思のないことを再度書面で通知し、支払い請求には応じないよう助言した。

相談2 契約解除したのに返金されない

「福祉の関係で老人クラブについてお聞きしたい」と言ってきたので、県からの調査員だと思って話をし、勧められるままに紳士録を契約。その翌日クリーリングオフしたが、支払った3万円が返金されない。(70代男性)

〈処理結果〉

- 督促の連絡をするよう助言し、当センターからも早急に処理するよう業者に伝えた。何度か督促を続け、やっと3ヵ月後に返金された。

相談3 次々と解約料を請求された

5年前紳士録を契約したが、最近他社から電話があり、「今回契約しないなら、原版除去料5万円が必要」と言われて支払った。その後また別業者から、「前回のは地方版除去料。全国版の抹消料も必要。これで終了になる」と言われて、また10万円支払った。しかしその後も数社から電話があり、「記念版除去料」「全関連業者への終了手続き料」などと次々と請求されている。(50代男性)

〈処理結果〉

- 以前の契約に関連して他社からの請求を受けことなど、常識からしてもあり得ない。根拠のない、嘘のトークなので、きっぱり断るよう助言した。

《アドバイス》

- 申込書などは全体をよく読むこと。
- いわれのないセールストークにまどわさないで、はっきり断ること。
- 業者の対応が遅れた場合は督促し、消費生活センターに早目に相談すること。
- 公の機関が訪問販売や電話勧誘販売をすることはありません。

Q&A 国民年金

父が死亡、年金の手続きが必要？

Q 年金を受けていた父が死亡しました。年金の方も手続きが必要ですか？

A 年金を受けていた人が亡くなられたら、その遺族の方は14日以内に「年金受給権者死亡届」を出さなければなりません。もしこの届け出が遅れたり、忘れたりすると死亡日以後も年金が支払われることになります。過払いとなった年金は、あとで遺族の方から返していただくことになり、余分な負担が生じることになりますので死亡の届け出は速やかに行ってください。

＜届け出先＞

○国民年金の受給権者（旧国民年金の受給権者および第1号・第3号被保険者期間のみの基礎年金の受給権者）の死亡

→ 都留市役所 市民生活課

○厚生年金保険・船員保険の受給権者の死亡

→ 大月社会保険事務所

なお、年金を2つ以上受給していた場合は、それぞれについて届け出が必要です。

お知らせ

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令により平成11年1月1日から下記のとおり変更になりました。

○現況届に係る押印の取扱い

現況届は、氏名を本人が自ら署名、または代理人が署名した場合のいずれの場合においても押印は不要としたこと。